

健保からのお知らせ

2020年度の
経常収支は黒字に

3月6日に開催されました第134回組合会で、当健保組合の2020年度の予算案が承認されましたので、その概要をお知らせします。

2020年度の予算は昨年度と比べ健康保険料を9.5%から9.2%に引き下げたことで収支差は減ったものの1億1千万円の黒字見込みとなりました。一方、介護保険料率を引き上げましたが団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年から医療費が急増し、それに伴い高齢者医療制度への拠出金負担がさらに増大することは、健保組合にとって避けられない問題となっています。

このような厳しい環境ではありますが、当健保組合としては皆さまから納付していただく大切な保険料を有効に使ってまいりますので、皆様におかれましても、生活習慣の見直しとともに、被保険者だけでなく被扶養者の方にも特定健診、特定保健指導を受診していただき、疾病予防とともに医療費の適正化にご協力いただきますようお願いいたします。

健康保険分

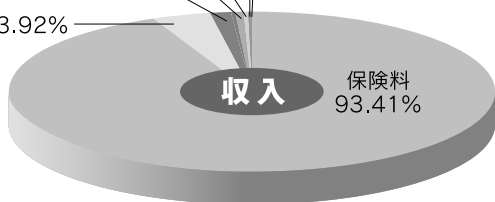
収 入	保険料	23億8,417万円
	国庫負担金	63万円
	※調整保険料	3,424万円
	※繰入金	1億円
	※財政調整事業交付金	1,000万円
	雑収入他	1,139万円
	※その他	1,201万円
	合計	25億5,244万円
	経常収入合計 ※除く	23億9,619万円

経常収支差引額	9,841万円
---------	---------

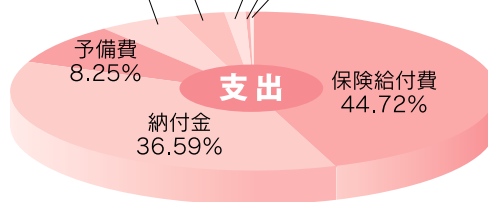
支 出	事務費	8,365万円
	保険給付費	11億4,138万円
	法定給付費	11億1,455万円
	付加給付費	2,683万円
	納付金	9億3,386万円
	前期高齢者	3億5,872万円
	後期高齢者	5億7,512万円
	その他	2万円
	保健事業費	1億3,578万円
	※財政調整事業拠出金	3,319万円
	連合会費他	311万円
	※予備費	2億1,060万円
	※その他	1,087万円
合計	25億5,244万円	
経常支出合計 ※除く	22億9,778万円	

割合で見ると...

雑収入他 0.45%
 その他 0.47%
 調整保険料 1.34%
 繰入金 3.92%
 財政調整事業交付金 0.39%
 国庫負担金 0.02%



事務費 3.28%
 保健事業費 5.32%
 予備費 8.25%
 納付金 36.59%
 保険給付費 44.72%
 連合会費他 0.12%
 その他 0.42%
 財政調整事業拠出金 1.30%



介護保険分

収 入	保険料	2億7,190万円
	繰越金	315万円
	その他	1,001万円
	合計	2億8,506万円

支 出	介護納付金	2億5,076万円
	還付金	25万円
	積立金	2,405万円
	その他	1,000万円
	合計	2億8,506万円

予算の基礎数値

予算は、次の推計値により算出されています。

- 被保険者数 4,680人(男性4,195人、女性485人)
- 平均標準報酬月額 365,889円
(男性379,041円、女性241,652円)
- 総標準賞与額(年間合計) ... 59億2,236万円
(夏期賞与支給人員4,255人、冬期賞与支給人員4,265人)
- 平均年齢 37.69歳(男性38.18歳、女性33.21歳)
- 被扶養者数 4,937人
- 健康保険料率 9.2%
(事業主5.106%、被保険者4.094%)
- 介護保険被保険者数 ... 2,074人(男性1,932人、女性142人)
- 介護保険料率 1.9%(事業主0.95%、被保険者0.95%)

2020年4月から

被扶養者になれるのは 国内に住所がある人だけになりました

健康保険法の改正により被扶養者の認定基準に「国内に住所を有すること」が加わりました。国内に住所を有することの確認は住民票で行いますので、海外に住んでいて国内に住民票がない人は、2020年4月以降は原則として被扶養者になることができません。収入など、その他の被扶養者になるための基準は変わりありません。

国内居住の例外 となる場合

海外への渡航が就労目的ではなく一時的なものである場合には、日本に生活の基礎があり、いずれ日本に戻り生活すると考えられるため、例外的に被扶養者になれます。具体的には**海外留学中の学生や被保険者の海外赴任への同行、ボランティア活動などで一時的に海外に渡航している場合**などです。その他、渡航目的などの事情から判断して日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、被扶養者になることができます。

外国籍で適用除外 となる場合

外国籍の人の場合には、たとえ日本に住所があったとしても、日本に来ている目的によっては被扶養者になることはできません。具体的には、医療を受ける目的で日本に滞在している「**医療滞在ビザ**」の人や、医療目的で滞在している人の日常生活の世話をする目的で滞在している人の場合、観光・保養などの目的で1年を超えない滞在の「**ロングステイビザ**」の人の場合には、国内に生活の基礎があるとはいえないため、被扶養者にはなれません。

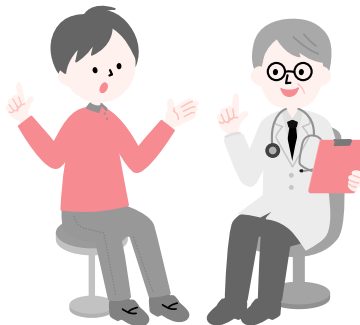
特定健診・特定保健指導を受診しましょう

特定健診はメタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病のリスクを早期発見し、予防・改善につなげるための健診です。健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は特定保健指導を行います。



»» 特定健診

腹囲・身長・体重・血液検査・問診等を行い、メタボのリスクを測定します。



»» 特定保健指導

健診の結果、メタボのリスクがある人に、医師・保健師・管理栄養士等専門家による6カ月間のサポートを受けながら生活習慣改善を行います。費用は**全額健保負担**で受けられます。

ご家族(被扶養者)の皆様へ

健康診断は 毎年受診しましょう

健康診断は生活習慣病の発症や重症化の予防を目的にしています。いつまでも健康であるために、ご家族も年に一度は健康診断を受診しましょう。



※40歳以上の被扶養者の方には、6月頃ご自宅宛てに健康診断のご案内をお送りいたします。案内をご覧いただき、いずれかの健康診断を受診いただけるようお願い申し上げます。



24時間、365日つかえる!

安心ダイヤル

健診編

健診結果で気になることや不安なこと。お気軽にご相談ください。

この数値は何を
表しているの
だろう?

将来、どのような
病気の
危険性があるの?

会社近くで
受診できる
医療機関を知りたい

専門家にアドバイ
してほしい

【フタバ産業健康相談室】



0120-25-3928

【委託先】
ティーバック



守秘義務に則り、プライバシー保護を厳守していますので、安心してお電話ください。